



令和7年5月23日

午後3時30分

## いちのせき農産物アンバサダーを募集します

- 1 目的 市内産農産物の魅力を広く発信するため、専門的知識を生かし、イベントなどに参加するなど、地域の中心となってプロモーション活動に取り組む人を育成すること
  - 2 対象者 次の要件を全て満たす人
    - (1) 市内に住所を有する人または市内の事業所に勤務する人
    - (2) 野菜ソムリエなどの農産物に関する専門的資格（※）を取得（もしくは今後取得）し、市が認定するいちのせき農産物アンバサダーの登録を受け、農産物の魅力発信事業など、地域のために活動できる人
- ※ 農産物に関する専門的資格
- ① 野菜ソムリエ（一般社団法人日本野菜ソムリエ協会が認定する資格）
  - ② フードコーディネーター（特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会が認定する資格）
  - ③ その他、農産物に関する専門的資格
- 3 募集人数 2人（次の(1)または(2)に該当する人）
    - (1) すでに農産物に関する専門的資格を取得しており、いちのせき農産物アンバサダーとして登録を希望する人
    - (2) 一関市農産物魅力発信人材育成事業費補助金を活用し、農産物に関する専門的資格を取得予定の人で、資格取得後、いちのせき農産物アンバサダーとして登録を希望する人
  - 4 任期 認定日から2年間
  - 5 主な活動内容
    - (1) 地産地消モデル店における地産地消フェア開催時のレシピ、試食の提供
    - (2) 市内飲食店などと連携した地産地消に関する取り組み
    - (3) 地産外商事業PR活動など

※アンバサダー1人あたりのプロモーション活動は、年2～3回程度を予定しています

6 応募期間 5月26日（月）から7月31日（木）まで

※募集人数に達した場合は、応募期間中であっても受付を終了します

7 応募方法

- ・すでに資格を取得している人は、市公式ホームページの応募フォームから応募してください
- ・今後、資格を取得する人は、一関市農産物魅力発信人材育成事業費補助金募集要項により応募してください

8 審査 応募内容に基づき事前審査を行い、簡単な面接を実施します。

審査結果は8月中旬に本人に連絡します。

9 その他 9月上旬にいちのせき農産物アンバサダー認定式を行う予定です。

（資格取得済みの人が対象。今後取得する人は資格取得後に行います。）

詳細は、別添の募集要項およびチラシを参照してください。

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

農林部生産流通課 課長補佐兼地産地消・外商係長 小野寺

電話：(0191)21-8317 (ダイヤルイン)

FAX：(0191)21-4221

メールアドレス：seisanryutu@city.ichinoseki.iwate.jp

## 「いちのせき農産物アンバサダー」募集要項

### 1 目的

市内産農産物の魅力を広く情報発信するため、農産物の魅力発信につながる専門的知識を生かして、農産物の魅力を発信するイベント等に参加するなど、地域の中心となって農産物のプロモーション活動等に取り組む方を育成します。

※「いちのせき農産物アンバサダー」とは

市内産農産物の魅力発信やPR活動に取り組む方を、市が認定する制度です。

### 2 対象者

次の要件を全て満たす方

- ①市内に住所を有する方、または市内の事業所に勤務する方
- ②野菜ソムリエ等の農産物に関する専門的資格を取得している方、もしくは取得予定の方で、資格取得後に「いちのせき農産物アンバサダー」として市内産農産物の魅力発信事業に協力し、地域のために活動できる方

### 3 募集人数

2名

- ①すでに資格を取得し、新たに「いちのせき農産物アンバサダー」への登録を希望する方
  - ②取得予定の方で、資格取得後に「いちのせき農産物アンバサダー」への登録を希望する方
- ※専門的資格を新規に取得するために、農産物魅力発信人材育成事業費補助金を活用できます。(詳しくは、一関市農産物魅力発信人材育成事業費補助金募集要項を参照)

### 4 任期

認定日から2年間

### 5 活動内容

市が認定する「いちのせき農産物アンバサダー」として、市内産農産物の魅力発信につながるプロモーション活動に協力いただきます。

(活動内容)

- ・地産地消モデル店での地産地消フェアにおけるレシピ、試食の提供によるPR
- ・市内飲食店やイベント等と連携した地産地消に関する取り組み
- ・地産外商事業PR活動 等

※アンバサダー1人当たりのプロモーション活動は、年2～3回程度予定しています。

(参加にあたり、柔軟に対応できるように調整します)

### 6 専門的資格等

対象となる資格は、次のいずれかに該当するものとなります。

- ①野菜ソムリエ(一般社団法人日本野菜ソムリエ協会が認定する資格)
- ②フードコーディネーター(特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会が認定する資格)
- ③その他 農産物に関する専門的資格(市長が認めるもの)

### 7 応募期間

令和7年5月26日(月)～令和7年7月31日(木)

※すでに資格を取得している方、もしくは資格取得予定の方のいずれも応募できます。

※資格取得予定の方は、一関市農産物魅力発信人材育成事業費補助金を申請し、資格取得後に「いちのせき農産物アンバサダー」の認定手続きを進めます。ただし、令和8年2月末までに資格を取得する必要があります。

※定員に達した場合は、申請期間中であっても受付終了となります。

## 8 応募方法

すでに資格をお持ちの方は、市公式ホームページの応募フォームからご入力ください。

または、いちのせき農産物アンバサダー認定申請書に記入事項を記入し、ご応募ください。

※資格取得予定の方は、別途「一関市農産物魅力発信人材育成事業費補助金募集要項」により申請してください。

## 9 審査等

応募いただいた内容により事前審査をおこない、簡単な面接を実施する場合があります。

審査結果については、7月中旬に本人に連絡します。

「いちのせき農産物アンバサダー」認定証の交付を予定しています。(詳細は別途)

なお、認定者は、市公式ホームページに掲載します。

※資格取得予定の方は、資格取得を確認後の認定となります。

### 《お問い合わせ・提出先》

一関市農林部 生産流通課 地産地消・外商係

〒029-8501 一関市竹山町7-2

電話：0191-21-8317 / FAX：0191-21-4221

メール：seisanryutu@city.ichinoseki.iwate.jp

### 《提出先》

|           |           |                 |            |
|-----------|-----------|-----------------|------------|
| 花泉支所産業建設課 | 〒029-3105 | 花泉町涌津字一ノ町 29    | 電話：82-2908 |
| 大東支所産業建設課 | 〒029-0711 | 大東町大原字川内 41-2   | 電話：72-4081 |
| 千厩支所産業建設課 | 〒029-0803 | 千厩町千厩字北方 174    | 電話：53-3962 |
| 東山支所産業建設課 | 〒029-0302 | 東山町長坂字西本町 105-1 | 電話：47-4523 |
| 室根支所産業建設課 | 〒029-1201 | 室根町折壁字八幡沖 345   | 電話：64-3806 |
| 川崎支所産業建設課 | 〒029-0202 | 川崎町薄衣字諏訪前 137   | 電話：43-3601 |
| 藤沢支所産業建設課 | 〒029-3405 | 藤沢町藤沢字町裏 187    | 電話：63-5317 |

## 一関市農産物魅力発信人材育成事業費補助金募集要項

### 1 目的

市内産農産物の魅力を広く情報発信するため、農産物の専門的な知識を活かした農産物のプロモーション活動に地域の中心となって取り組む方を育成するため、資格取得を支援することを目的とする。

### 2 対象者

次の要件を全て満たす方

- ① 市内に住所を有する方、または、市内の事業所に勤務する方
- ② 野菜ソムリエ等の農産物に対する専門的資格を取得し、資格取得後に、新たに「いちのせき農産物アンバサダー」(市内産農産物の魅力発信やPR活動に取り組む者)として農産物の魅力発信事業等に協力し、地域のために活動できる方
- ③ 市税の滞納がないこと

### 3 募集人数

2名

### 4 補助内容

野菜ソムリエ等の農産物に関する専門的資格を取得予定の方で、資格取得後、新たに「いちのせき農産物アンバサダー」として市内産農産物の魅力発信プロモーション活動に協力いただく方に対し、農産物に関する専門的な資格の取得に要する費用の一部を補助します。

#### 【必須条件】

※ 資格取得後は、市が認定する「いちのせき農産物アンバサダー」として市内産農産物の魅力発信につながるプロモーション活動に協力いただく。

※主なプロモーション活動(予定)

- ・地産地消モデル店における地産地消フェアにおけるレシピ、試食の提供によるPR
- ・市内飲食店やイベント等と連携した地産地消に関する取り組み
- ・地産外商事業PR活動 等

※プロモーション活動は、1人あたり年2～3回程度を予定しています。

#### (1) 補助対象となる専門的資格等

補助対象となる資格は、次のとおりです。

- ①野菜ソムリエ(一般社団法人日本野菜ソムリエ協会が認定)
- ②フードコーディネーター(特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会が認定)
- ③その他、農産物に関する専門的資格(市長が認めるもの)

#### (2) 補助対象経費

専門的資格を新規に取得するために必要な講習受講料、認定登録料及び試験料

#### (3) 補助額

補助対象経費の2分の1以内の額(1人あたり 50,000 円が上限となります)

### 5 申請期間

令和7年5月26日(月)～令和7年7月31日(木)

※補助金の交付は、補助金交付申請後、2月末までに取得した資格が対象になります。

(補助金交付決定前に取得した資格は対象になりません。)

※申請期間中に予算に達した場合は、申請期間中であっても受付終了となります。

※申請後、資格を取得できなかった場合、補助金の交付は取り消しとなります。

## 6 申請書類

- (1) 様式第1号 補助金交付申請書
- (2) 様式第2号 事業計画書
- (3) 資格取得する資格の内容が分かるもの(資格取得要項等の写し)
- (4) 市内に住所を有する方は納税証明書の写し、市内の事業所に勤務する方は勤務していることがわかるもの

## 7 事業の中止

都合により事業を中止する場合は、中止承認申請書(様式第3号)を提出してください。  
中止承認申請書の提出期限は、中止しようとする日の7日前です。

## 8 完了報告

事業完了後速やかに、下記の書類を提出してください。  
(完了報告書類の提出期限は、事業完了後30日以内です。)

- (1) 様式第4号 事業完了報告書
- (2) 様式第5号 農産物魅力発信人材育成事業費補助金請求書
- (3) 資格取得を証明する書類の写し

## 9 補助金請求

補助金交付請求書(様式第5号)に基づいて指定口座に後日振り込みとなります。

## 10 広報

事業内容については、一関市ホームページ等に掲載し広くPRします。

## 11 提出先

一関市農林部生産流通課 または、各支所産業建設課

## 12 お問い合わせ

一関市農林部生産流通課

〒021-8501 一関市竹山町7-2

TEL: 0191-21-8317 FAX: 0191-21-4221 メール: seisanryutu@city.ichinoseki.iwate.jp

～農産物の魅力を発信するプロモーション活動をしませんか～



いちのせき

# 農産物アンバサダーを募集します!!

市では、市内産農産物の魅力を広く発信するため、農産物に関する専門的な資格を生かし、農産物の魅力を発信するイベント等に参加するなど地域の中心となって農産物プロモーション活動等に取り組む方を募集します。

※「いちのせき農産物アンバサダー」は、市が市内産農産物の魅力発信やPR活動に取り組む方を認定する制度（任期2年間）

☆募集期間

令和7年5月26日（月）～令和7年7月31日（木）

☆募集人数

2名（すでに資格をお持ちの方、もしくは、資格を取得予定の方）

☆対象者

次の項目を全て満たす方

- ①市内に住所を有する方、または市内の事業所に勤務する方
- ②野菜ソムリエ等の農産物に関する専門的資格を取得（もしくは今後取得）し、市が認定する「いちのせき農産物アンバサダー」として登録を受け、市内産農産物の魅力発信事業等に協力し、地域のために活動できる方

対象者を拡充  
しました

☆専門的資格

補助対象となる資格は、次のいずれかに該当するものとなります。

- ①野菜ソムリエ（一般社団法人日本野菜ソムリエ協会が認定する資格）
- ②フードコーディネーター（特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会が認定する資格）
- ③その他 農産物に関する専門的資格（市長が認めるもの）

☆補助内容

野菜ソムリエ等の農産物に関する専門的資格を取得予定の方で、資格取得後、新たに「いちのせき農産物アンバサダー」として地域のために市内産農産物の魅力発信プロモーション活動に協力いただく方に対し、農産物に関する専門的資格の取得に要する経費（講習受講料、認定登録料及び試験料）の一部を補助します。

○対象経費の1/2以内、おひとり5万円を上限（千円未満切り捨て）

☆申請書類

申請書類は、市公式ホームページからダウンロードできます

(1)いちのせき農産物アンバサダー認定申請書

(2)補助金交付申請関係

様式第1号 補助金交付申請書

様式第2号 事業計画書

取得予定の資格の内容が分かるもの（資格の要項等の写し）

その他（市内に住所を有する方は納税証明書等の写し、市内の事業所に勤務する方は勤務していることがわかるもの等）ご不明な点はお問い合わせください。

※補助金は資格取得後に交付します。資格を取得できなかった場合、補助金の交付は取り消しとなります。



（応募フォーム）

＜お問合わせ・提出先＞ 一関市農林部 生産流通課 地産地消・外商係

〒029-8501 一関市竹山町7-2 TEL 0191-21-8317

|           |           |                 |            |
|-----------|-----------|-----------------|------------|
| 花泉支所産業建設課 | 〒029-3105 | 花泉町涌津字一ノ町 29    | 電話：82-2908 |
| 大東支所産業建設課 | 〒029-0711 | 大東町大原字川内 41-2   | 電話：72-4081 |
| 千厩支所産業建設課 | 〒029-0803 | 千厩町千厩字北方 174    | 電話：53-3962 |
| 東山支所産業建設課 | 〒029-0302 | 東山町長坂字西本町 105-1 | 電話：47-4523 |
| 室根支所産業建設課 | 〒029-1201 | 室根町折壁字八幡沖 345   | 電話：64-3806 |
| 川崎支所産業建設課 | 〒029-0202 | 川崎町薄衣字諏訪前 137   | 電話：43-3601 |
| 藤沢支所産業建設課 | 〒029-3405 | 藤沢町藤沢字町裏 187    | 電話：63-5317 |